

建築物の形態制限 【長岡エリア】市街化調整区域及び特定指定地区

長岡地域		法22条区域の指定	容積率/建蔽率	外壁後退(※1)	絶対高さの限度	道路斜線制限(法56条1項1号)		隣地斜線制限(法56条1項2号)	北側斜線制限	最低敷地面積	備考	
						勾配	適用距離					
市街化調整区域		—	200/70	—	—	1.5/1	20m	20m+1.25/1	—	—	—	
特定指定地区	高町	○	80/50	1m	10m	1.25/1	20m	20m+1.25/1	5m+0.8/1	250㎡	—	
	長峰	○	80/50								—	
	亀貝	—	80/50	1.5m	—						地区計画	
	滝谷	—	80/50		—						地区計画	
	富島	—	80/50		—						地区計画	
	福戸	—	80/50	1m	—						地区計画	
	山本	—	80/50		—				地区計画			
	日越	○	200/60		道路境界線から1m				—	10m+0.8/1	200㎡	—
	宮下	—	200/60	—	—				—	—	—	建築協定
	西津	—	200/60	—	—				—	—	—	—

(※1) 外壁後退の緩和：日越地区以外は建築基準法施行令第135条の22による。日越地区は車庫・物置その他これらに類する用途で軒の高さが2.3m以下のものに限り適用。